

随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	長寿社会政策課
発注担当課名	長寿社会政策課
契約名称	豊中市介護サービス相談員派遣事業業務委託契約
契約内容	① 派遣する介護サービス相談員の選定 ② 派遣した介護サービス相談員の活動状況のとりまとめ ③ 市への報告及び市民、利用者等への情報提供、介護サービス相談員連絡会、研修会等の開催 ④ 介護サービス相談員への情報提供 ⑤ 介護サービス相談員の活動に関して苦情があった場合の事実関係の調査及び必要な措置 ⑥ その他介護サービス相談員の活動に必要な措置
契約締結日 及び契約期間	令和7年(2025年)3月31日 令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市中桜塚2-29-31 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
契約金額	9,673,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会は、制度当初から24年以上に渡って本事業を運営し、地域において貢献してきた実績を有している。 また、地域における強固なネットワークを有することから、介護サービス相談員の発掘、育成について他の団体にはないノウハウを有している。 以上のことから、本事業の適切な事業運営、及び住民参加型の取組みとなる環境づくりが可能な唯一の団体と判断し、随意契約を行うものである。